

児童手当制度について

児童手当とは、家庭生活の安定と児童の健全育成や資質向上を図ることを目的として、児童を養育している方に養育費を支援する制度です。家計の中心者(=受給者)の前年の所得額が所得制限限度額に満たない場合に受けられます。

- **支給対象** 12歳到達後最初の3月31日までの児童(小学校を卒業するまで)
- **支給額(月額)** 3歳未満の児童…10,000円
3歳以上の児童で第1子・第2子…5,000円
3歳以上の児童で第3子以降…10,000円

児童手当を受給している方へ

平成20年6月に現況届の手続き(引き続き児童手当を受ける条件を満たしているかどうかを確認するもの)が必要となります。現在、児童手当を受給している方には、6月10日以降に現況届を郵送する予定です。期限までの手続きをお願いします。なお、現況届の提出がない場合、6月分以降の手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

児童手当を受給していない方へ

児童手当を受給できるかどうかは、平成19年分の所得により判定されますので、これまで所得制限により支給されなかった方も、平成20年5月分より支給対象となる可能性があります。手当は請求のあった翌月から支給されますが、支給対象になっていても申請がなければ受給できませんので、ご注意ください。

- **問合せ** 福祉部社会福祉課子育て支援担当 (☎282-1711 内線1185)

5月19日(月)から25日(日)まで 春の行政相談週間

5月19日(月)から25日(日)までは、「春の行政相談週間」です。総務省で行っている行政相談制度について、より多くの皆さんに知っていただくため、毎年5月と10月に実施しています。「分かりづらい道路案内標識を改善してほしい」など、毎日の生活の中で行政に対して望んでいることや困っていることなどがありましたら、行政相談委員へご相談ください。

村では、川松文夫さん(☎282-3756)、鈴木朝美さん(☎282-0439)の2人の行政相談委員が、心配ごと相談の一環として活動しています。なお相談は、心配ごと相談所などで受け付けていますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。

- **日時** 毎週金曜日 午前10時～午後2時
- **場所** 心配ごと相談所(東海村総合福祉センター「絆」内)
- **問合せ** 総務部自治推進課村民相談室 (☎282-1711 内線1276)



「ねんきん特別便」は、漏れや間違いがあった場合も、なかつた場合も、必ず回答しましょう。今年3月までに「ねんきん特別便」が送られてきた方は、記録が漏れている可能性のある方です。4月と5月には、3月までに送られてきた人を除くすべての年金受給者に「ねんきん特別便」が送付されます。6月から10月にかけては、3月までに送られてきた人を除くすべての現役加入者に「ねんきん特別便」が送付されます。自分の加入記録をよく確認し、必ず回答してください。

● **ねんきん特別便専用ダイヤル** (☎0570-058-555)

- **受付時間** 月曜日から金曜日までの午前9時～午後8時、第2土曜日の午前9時～午後5時
- **水戸北社会保険事務所の年金相談実施日** 水戸北社会保険事務所では、6月までの土・日曜日と祝日を除く毎日、午前8時30分から午後7時まで年金相談を実施しています。また、5月10日(土)・11日(日)・24日(土)・25日(日)・31日(土)、6月14日(土)・21日(土)・22日(日)のそれぞれ午前9時30分～午後4時にも相談を実施しますので、ぜひご利用ください(5月24日(土)・25日(日)・31日(土)につきましては、相談に対する回答は後日となります)。
- **問合せ** 水戸北社会保険事務所(☎231局2381)、東海村福祉部保健年金課国保年金担当(☎282局1711 内線1133)